

No.	事業区分	Q(質問)	A(回答)
1	(1)ア 中山間地域等・離島等地域における採用活動支援	採用説明会に出展する際の職員の交通費や宿泊費は対象ですか。	採用活動の実施に直接必要な場合は対象となり得ます。
2	(1)ア 中山間地域等・離島等地域における採用活動支援	採用活動用のパソコン、タブレット、スマートフォンは対象ですか。	対象外です。採用活動に使用する場合であっても、パソコン、タブレット、スマートフォン等の汎用性の高い電子機器の購入費は補助対象になりません。
3	(1)イ 潜在ケアマネジャーの復職支援	潜在ケアマネジャーとは何ですか。	本補助金における潜在ケアマネジャーとは、介護支援専門員の資格を保有し、現在その業務に従事していない方をいいます。 介護支援専門員証の有効期間が切れている方、切れていない方の両方を含みます。
4	(1)イ 潜在ケアマネジャーの復職支援	潜在ケアマネ本人が直接申請できますか。	対象事業所を運営する法人が申請してください。
5	(1)イ 潜在ケアマネジャーの復職支援	介護職として勤務中の資格保有者も潜在ケアマネに含まれますか。	介護支援専門員の資格を持ち、介護支援専門員の業務に従事していない方であれば含まれます。
6	(1)イ 潜在ケアマネジャーの復職支援	合同説明会の開催費用は対象ですか。	潜在ケアマネの復職支援を目的とする説明会、事業所見学会等は対象です。
7	(1)イ 潜在ケアマネジャーの復職支援	合同説明会の会場費は対象ですか。	潜在ケアマネの復職を目的とする説明会の会場費は対象です。

No.	事業区分	Q(質問)	A(回答)
8	(1)イ 潜在ケアマネジャーの復職支援	説明会のチラシ作成・印刷費は対象ですか。	潜在ケアマネ向け説明会の周知に直接必要な経費は対象です。
9	(1)イ 潜在ケアマネジャーの復職支援	採用した潜在ケアマネジャーの介護支援専門員再研修に係る費用は対象ですか。	対象です。ただし、申請事業所に採用されている潜在ケアマネジャーが、当該事業所で介護支援専門員の業務に従事予定である場合に限ります。再研修の受講料及び受講に必要な教材費のうち、申請事業所を運営する法人が実際に負担した額が対象です。研修の受講及び支払いを確認できる書類を提出してください。
10	(1)イ 潜在ケアマネジャーの復職支援	採用説明会で使用するノベルティや参加記念品は対象ですか。	対象外です。説明会の開催に直接必要な会場費、周知用チラシの作成・印刷費等を対象とし、配布物品、記念品及び景品等は対象になりません。
11	(1)イ 潜在ケアマネジャーの復職支援	潜在ケアマネジャーの復職支援に使用するタブレット、パソコン等の購入費は対象ですか。	対象外です。潜在ケアマネジャーへの情報提供、相談対応、再研修等に使用する場合であっても、タブレット、パソコン、スマートフォン等の汎用性の高い電子機器の購入費は補助対象になりません。
12	(1)イ 潜在ケアマネジャーの復職支援	介護支援専門員再研修に係る教材費は対象ですか。	対象です。申請事業所に採用されている潜在ケアマネジャーが、当該事業所で介護支援専門員の業務に従事するために受講する再研修について、受講に必要な教材費を申請事業所を運営する法人が負担した場合に対象となります。研修との関係、教材の内容及び支払額を確認できる書類を提出してください。
13	(1)イ 潜在ケアマネジャーの復職支援	介護支援専門員再研修の受講に伴う交通費、通信費、パソコン等の費用は対象ですか。	対象外です。再研修に係る受講料及び受講に必要な教材費は対象となりますが、会場までの交通費、宿泊費、日当、オンライン受講のためのインターネット通信費、回線利用料、パソコン、タブレット、スマートフォン等の購入費その他の付随費用は補助対象になりません。
14	(1)イ 潜在ケアマネジャーの復職支援	合同説明会で使用するプロジェクターやスクリーンの借上料は対象ですか。	説明会の実施に直接必要な機器の借上料(一時的なもの)は対象となり得ます。ただし、プロジェクター、パソコン、タブレット等の購入費は対象外です。

No.	事業区分	Q(質問)	A(回答)
15	(1)イ 潜在ケアマネジャーの復職支援	再研修を修了できなかった場合の受講料や教材費は対象ですか。	原則として対象外です。疾病その他のやむを得ない事情がある場合は、個別に判断しますので県へご相談ください。
16	(1)イ 潜在ケアマネジャーの復職支援	再研修の受講料と教材費を本人と法人で分担した場合はどうなりますか。	申請事業所を運営する法人が実際に負担した受講料及び教材費のみが対象です。本人が負担した額は補助対象経費に含めることができません。
17	(1)イ 潜在ケアマネジャーの復職支援	同一法人の別事業所で採用されている潜在ケアマネジャーの再研修費用は対象ですか。	当該事業所に従事している潜在ケアマネジャーのみ対象になります。
18	(1)イ 潜在ケアマネジャーの復職支援	有期雇用又は非常勤で採用した潜在ケアマネジャーの再研修費用は対象ですか。	雇用形態を問わず、申請事業所に採用され、再研修修了後に当該事業所で介護支援専門員の業務に従事する予定である場合は対象です。
19	(2)ア 事業所内のタスクシフト支援	事務職員の採用活動では何が対象ですか。	求人広告費、求人サイト利用料等、事務職員の採用活動等に直接必要な経費が対象です。採用された際の成功報酬であって社会通念に照らして著しく高額といえる場合は対象外となります。
20	(2)ア 事業所内のタスクシフト支援	事務職員の通常の給与は対象ですか。	対象外です。本メニューは事務職員の採用活動や研修に係る経費を対象とします。
21	(2)ア 事業所内のタスクシフト支援	既に勤務する事務職員への研修は対象ですか。	ケアマネから事務職員へのタスクシフトを促進する研修であれば対象です。

No.	事業区分	Q(質問)	A(回答)
22	(2)ア 事業所内のタスクシフト支援	事務職員の机、椅子、パソコン、プリンターは対象ですか。	机、椅子、パソコン、タブレット、スマートフォン、プリンター等の汎用性の高い備品は原則として対象外です。
23	(2)ア 事業所内のタスクシフト支援	事務職員を対象とした研修の受講料は対象ですか。	ケアマネジャーから事務職員へのタスクシフトを促進する研修であれば、受講料は対象です。
24	(2)ア 事業所内のタスクシフト支援	事務職員の派遣料や給与は対象ですか。	対象外です。事務職員の給与、派遣料、社会保険料、諸手当等の人件費は補助対象になりません。
25	(2)ア 事業所内のタスクシフト支援	タスクシフトを行うためのパソコンやタブレットの購入費は対象ですか。	対象外です。タスクシフトに使用する場合であっても、パソコン、タブレット、スマートフォン等の汎用性の高い電子機器の購入費は補助対象になりません。
26	(2)ア 事業所内のタスクシフト支援	事務職員向け研修のオンライン受講料は対象ですか。	ケアマネジャーから事務職員へのタスクシフトを促進する内容であれば、オンライン研修の受講料は対象です。ただし、通信費、回線利用料、パソコン等の購入費は対象外です。
27	(2)イ 同行訪問による安全確保	同行訪問とは何ですか。	単独訪問が適切でない場合に、事業所の職員又は外部の者がケアマネジャーの訪問に同行する取組です。
28	(2)イ 同行訪問による安全確保	どのような場合の同行訪問が対象ですか。	暴力、威圧、ハラスメントのおそれがある場合等、安全確保上の必要性がある場合です。

No.	事業区分	Q(質問)	A(回答)
29	(2)イ 同行訪問による安全確保	交付申請の時点で同行訪問の回数が決まっていない場合は、どのように申請すればよいか。	訪問回数については、交付申請時点で予定しているおおよその回数を記載してください。申請後に訪問回数が増加した場合、予算の状況によっては補助金の増額変更ができないことがありますので、あらかじめご了承ください。また、訪問回数が申請時より減少し、補助金額が減額となる場合は、変更交付申請を行ってください。
30	(2)イ 同行訪問による安全確保	1人のケアマネにつき何回まで申請できますか。	介護支援専門員1人につき30回までです。
31	(2)イ 同行訪問による安全確保	管理者や同じ事業所の職員の同行も対象ですか。	介護支援専門員の安全確保のために同行することを目的とする場合は対象です。
32	(2)イ 同行訪問による安全確保	交通費も別途請求できますか。	定額単価方式であるため、別途請求できません。
33	(2)イ 同行訪問による安全確保	同じ利用者に複数回同行できますか。	安全確保のために必要な場合は可能です。 ただし、補助対象は介護支援専門員1人につき30回が上限です。
34	(2)イ 同行訪問による安全確保	危険な出来事が発生していなくても対象ですか。	被害発生前でも、単独訪問が適切でないと事業所が判断する場合は対象です。
35	(2)イ 同行訪問による安全確保	同行訪問の実績として何を記録しますか。	県が指定する様式に、実施日、同行者、対象となるケアマネジャー、同行区分等を記録し、実績報告時に提出してください。

No.	事業区分	Q(質問)	A(回答)
36	(2)イ 同行訪問による安全確保	同行者に支払う給与や時間外勤務手当を別途申請できますか。	別途申請することはできません。同行訪問は定額単価方式で補助するため、同行者の給与、手当、謝金等を追加して申請することはできません。
37	(2)イ 同行訪問による安全確保	警備会社等の外部の者に同行を依頼した場合も対象ですか。	ケアマネジャーの安全確保を目的とし、同行者、実施日及び同行内容を確認できる場合は対象となり得ます。ただし、補助額は同行区分ごとの定額単価によります。
38	(2)ウ 安全対策機器等の導入支援	防犯ブザーは対象ですか。	対象です。 ただし、防犯機能があってもスマートフォン等の汎用性のある機器は対象外です。
39	(2)ウ 安全対策機器等の導入支援	ボイスレコーダーは対象ですか。	対象です。 ただし、録音機能があってもスマートフォン等の汎用性のある機器は対象外です。
40	(2)ウ 安全対策機器等の導入支援	固定電話用通話録音装置は対象ですか。	カスハラ対策等、介護支援専門員の安全確保を目的とする場合は対象です。
41	(2)ウ 安全対策機器等の導入支援	カスタマーハラスメント対策物品も対象ですか。	対象です。 ただし、録音用スマートフォンやパソコン等の汎用性のある機器は対象外です。
42	(2)ウ 安全対策機器等の導入支援	安全対策機器の通信費、月額利用料又は保守料は対象ですか。	対象です。介護支援専門員の安全確保に直接必要な機器の使用に伴う通信費、月額利用料又は保守料は、補助対象期間内に係る費用に限り対象となります。なお、補助対象期間外の費用は対象外です。

No.	事業区分	Q(質問)	A(回答)
43	(2)ウ 安全対策機器等の導入支援	防犯カメラやセキュリティ設備は対象ですか。	ケアマネジャーの安全確保を主目的として事業所に導入するもので、必要性及び設置場所が確認できる場合は対象となり得ます。建物全体の一般的な防犯設備や、他用途との区分ができない設備は対象外となる場合があります。
44	(2)ウ 安全対策機器等の導入支援	安全対策機器の設置費や初期設定費は対象ですか。	対象となる安全対策機器の導入に不可欠で、機器購入費と一体的に支出する設置費又は初期設定費は対象となり得ます。
45	(2)ウ 安全対策機器等の導入支援	安全対策機器の修繕費は対象ですか。	修繕費は、新たに機器を購入するよりも安価に修繕でき、機器の機能を維持するために必要と認められる場合に対象となることがあります。
46	(2)ウ 安全対策機器等の導入支援	安全対策機能付きのスマートフォンやスマートウォッチは対象ですか。	対象外です。防犯機能や緊急通報機能があっても、スマートフォン、スマートウォッチ等の汎用性の高い機器は補助対象になりません。
47	(2)ウ 安全対策機器等の導入支援	安全対策機器のリース料又はレンタル料は対象ですか。	対象です。介護支援専門員の安全確保に直接必要な機器のリース料又はレンタル料は、補助対象期間内に係る費用に限り対象となります。なお、補助対象期間外の費用、解約金、違約金及び延滞金は対象外です。
48	(2)ウ 安全対策機器等の導入支援	安全対策機器の利用料を年間契約で支払う場合は対象ですか。	補助対象期間内に係る費用を明確に区分できる場合は、その期間に対応する部分のみ対象となります。補助対象期間内外の費用を区分できない場合は、全額が対象外となることがあります。
49	(3)ア 経営改善に向けた専門家活用支援	どのような専門家に依頼できますか。	経営コンサルタント、社会保険労務士等が想定されます。

No.	事業区分	Q(質問)	A(回答)
50	(3)ア 経営改善に向けた専門家活用支援	加算取得の支援は対象ですか。	各種加算の新規取得に向けた専門家の支援は対象です。
51	(3)ア 経営改善に向けた専門家活用支援	複数事業所が合同でコンサルティングを受けられますか。	可能です。複数事業所で共通して支援を受ける場合は、対象事業所数、支援回数、支援時間その他の合理的な基準により各事業所分の経費を按分し、按分方法及び計算根拠を示してください。
52	(3)ア 経営改善に向けた専門家活用支援	専門家への相談に伴う資料作成費や交通費は対象ですか。	専門家との契約に含まれ、経営改善支援に直接必要な資料作成費等は対象となり得ます。専門家の交通費等を別途計上する場合は、契約書や見積書で内容を明確にし、事前に県へ確認してください。
53	(3)ア 経営改善に向けた専門家活用支援	既に取得している加算の届出更新や日常的な書類作成の代行費は対象ですか。	既に取得している加算の通常の届出更新や、日常的・恒常的な書類作成の代行費は対象外です。ただし、新たな加算の取得、業務効率化の体制づくり等の経営改善に係る事務作業を行うため、期間を限定して臨時職員を雇用する場合の人件費は対象となり得ます。
54	(3)ア 経営改善に向けた専門家活用支援	専門家とのオンライン相談に係る費用は対象ですか。	経営改善に向けた具体的な課題について行うオンライン相談の委託費等は対象となり得ます。ただし、通信費、回線利用料、パソコン等の購入費は対象外です。
55	(3)イ 利用者・職員確保のための広報活動支援	求人広告費は対象ですか。	介護支援専門員等の職員確保を目的とする求人広告費は、対象となります。ただし、採用された際の成功報酬であって社会通念に照らして著しく高額といえる場合は対象外となります。
56	(3)イ 利用者・職員確保のための広報活動支援	ホームページの維持費やサーバー利用料は対象ですか。	ランニングコストは対象外です。新規開設・改修に係る初期費用が対象です。

No.	事業区分	Q(質問)	A(回答)
57	(3)イ 利用者・職員確保のための広報活動支援	チラシや採用案内パンフレットは対象ですか。	利用者又は介護支援専門員等の職員確保を目的とする作成・印刷費は対象です。
58	(3)イ 利用者・職員確保のための広報活動支援	既存ホームページの更新作業は対象ですか。	利用者又は職員確保を目的とする新規ページの作成、改修等であれば対象となり得ます。
59	(3)イ 利用者・職員確保のための広報活動支援	SNSや検索サイトへの広告掲載費は対象ですか。	利用者又は介護支援専門員等の職員確保を目的とする広告で、掲載内容、掲載期間及び金額を確認できる場合は対象となり得ます。補助対象期間外の掲載費や通常のアカウント運用費は対象外です。
60	(3)イ 利用者・職員確保のための広報活動支援	事業所紹介や採用活動のための写真・動画撮影費は対象ですか。	利用者又は職員確保を目的とするホームページ、パンフレット等に使用する写真又は動画の撮影・制作費は対象となり得ます。法人全体の一般的な広報や他事業との区がでない費用は対象外となる場合があります。
61	(3)イ 利用者・職員確保のための広報活動支援	ホームページ用のドメイン取得費やサーバー利用料は対象ですか。	対象外です。ドメイン取得・更新費、サーバー利用料、通信費、保守管理費等のランニングコストは補助対象になりません。
62	(3)イ 利用者・職員確保のための広報活動支援	新聞折込料やチラシのポスティング費用は対象ですか。	利用者又は介護支援専門員等の職員確保を目的とするチラシの配布に直接必要な新聞折込料又はポスティング費用は対象となり得ます。

区分	補助メニュー	主な対象経費の例	対象事業所
介護支援専門員人材確保支援事業	ア 中山間地域等・離島等地域における採用活動支援	・都市部等で開催される合同説明会、就職フェア等に出展する場合の移動に係る経費 ・介護支援専門員のインターンの受け入れや職場体験等を実施するにあたり、定期船の運航時間その他事情で参加者の滞在が必要となる場合に要する経費	居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、特定施設入居者生活介護事業所、介護予防特定施設入居者生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護予防ケアマネジメント事業所
	イ 潜在ケアマネジャーの復職支援	・合同説明会、事業所見学会の会場費 ・周知用チラシ、配布資料の作成・印刷費 ・説明会で使用する機器の借上料 ・採用済みの潜在ケアマネジャーの再研修費用（法定研修等）	居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、特定施設入居者生活介護事業所、介護予防特定施設入居者生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護予防ケアマネジメント事業所
介護支援専門員業務負担軽減支援事業	ア 事業所内のタスクシフト支援	・事務職員の求人広告費、求人サイト利用料 ・タスクシフトを目的とする研修受講料 ・タスクシフトを目的とするオンライン研修受講料	居宅介護支援、介護予防支援、介護予防ケアマネジメント
	イ 同行訪問による安全確保	・事業所職員による同行訪問 ・外部の者による同行訪問 ※補助額は同行区分ごとの定額単価による。	居宅介護支援、介護予防支援、介護予防ケアマネジメント
	ウ 安全対策機器等の導入支援	・防犯ブザー ・ボイスレコーダー ・固定電話用通話録音装置 ・導入に不可欠な設置費、初期設定費 ・導入時の初期付属品 ・安全対策機器のリース料、レンタル料 ・安全対策機器の通信費、月額利用料、保守料	居宅介護支援、介護予防支援、介護予防ケアマネジメント
居宅介護支援事業所等経営改善支援事業	ア 経営改善に向けた専門家活用支援	・経営コンサルタント、社会保険労務士等への委託費 ・経営改善に係る事務作業を行う臨時職員の人件費	居宅介護支援、介護予防支援、介護予防ケアマネジメント
	イ 利用者・職員確保のための広報活動支援	・ホームページの新規開設・改修費 ・リーフレット、チラシ、採用案内パンフレットの作成・印刷費 ・SNS・検索サイト広告費 ・写真・動画の撮影・制作費	居宅介護支援、介護予防支援、介護予防ケアマネジメント